附 則

(施行期日)

第 条 この府令は、 公布 \mathcal{O} 日 カン 5 施

財 務 諸 表 等 \bigcirc 監 査 証 明 ĺΞ 関 する・ 内 閣 行する。 府令 \mathcal{O} 部改正に伴う

経過: 措 置

の規定による改正後の財務諸表等の監査証明に

関する内閣府令第一条及び第四条の規定は

第二条

第一条

令和四年三月三十一日以後に終了する連結会計年度及び事業年度 (以下この条において 「連結会計年度等

」という。) に係る連結財務諸表、 財務諸表及び財務書類 (以下この条において 「連結財務諸 表等」とい

う。 の監 査 証 明に ついて適用 し、 同 日前に終了する連結会計年度等に係る連結 財 務諸表等 0 監 査 証 明に

ついては、 な お 従前 の例 による。 ただし、 令和三年三月三十一日以後に終了する連結会計年度等に係 る連

結財 務 諸 表等 \mathcal{O} 監査 証明については、これらの規定を適用することができる。